

有害物質に関するPIC条約に加盟

PIC条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約;通称ピック条約)は、先進国で使用が禁止・制限されている有害化学物質(工業用化学物質及び駆除剤:Pesticide)を途上国に輸出する際、事前通報・同意手続(Prior Informed Consent)を定めた条約です。附属書Ⅲに、対象となる化学物質(現在27物質)が登録されています。

この条約は、国際的には1998年に採択され、2003年に

発効しています。本年6月にわが国として正式に加盟の手続きをしました。

有害物質に関する国際的取り組みについては、①既に運用されている有害廃棄物の越境移動に関するバーゼル条約(1992年発効)、②地球規模の汚染防止に関するPOPs条約(本年5月に発効)に、③今回、商品としての輸出に関するPIC条約が加わり、汚染防止対策の枠組みが整うことになりました。

表 事前のかつ情報に基づく同意の手続きの対象となる化学物質(条約附属書Ⅲ)

No.	物質名	分類
1	2,4,5-T	駆除剤 (Pesticide)
2	アルドリン	
3	カプタホール	
4	クロルデン	
5	クロルジメホルム	
6	クロルベンジレート	
7	DDT	
8	ディルドリン	
9	ジノセブ及びジノセブ塩	
10	1,2-ジブromoエタン(EDB)	
11	フルオロアセトアミド	
12	HCH(異性体混合物)	
13	ヘプタクロル	
14	ヘキサクロロベンゼン	
15	リンデン	
16	水銀化合物(無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)	
17	ペンタクロロフェノール	
18	モノクロトホス	著しく有害な駆除用製剤 (Severely hazardous pesticide formulations)
19	メタミドホス	
20	ホスファミドン	
21	メチルパラチオン	
22	パラチオン	
23	クロシドライト(青石綿)	工業用化学物質 (Industrial chemicals)
24	ポリ臭化ビフェニル(PBB)	
25	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	
26	ポリ塩化テルフェニル(PCT)	
27	トリス(2,3-ジブromoプロピル)=ホスファート	

(注) 物質名には、製剤の成分等の条件が付されているものがあります。条約の和訳は外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty156_5.html)でご覧になることができます。詳しくはそちらをご覧ください。